

国際契約書のポイント【契約書の言語】(テキスト版)

※動画より一部省略等していることがありますので、詳細は動画をご覧ください。

皆さんこんにちは。弁護士の山上祥吾です。

今回は、国際契約書のポイント、として、日本企業が、海外の企業と契約をするときに、ここが大事、というポイントをお話し致します。

そして、今回は、契約書の言語についてご説明させていただきます。

国際契約書は当然、相手方は外国の企業ということになりますので、基本的には、外国語でも作るということを考えないといけないことになります。

この問題は2つのことを考えないといけません。

1つ目は、契約書は最終的に、裁判所などで証拠として使われるものである、ということ、

2つ目は、日本企業側としては、社内での意思統一、意思確認のために、原則としては、日本語版はあった方がよい、ということ、です。

1つ目の証拠という観点ですが、例えば、日本の裁判所では、証拠は日本語のものでないといけません。外国語で書かれたものは、日本語訳が必要になります。

また、中国の裁判所では、証拠は中国語でなければならないし、アメリカは英語でなければならないことになります。

なので、基本的には、日本企業と外国企業の契約書の場合には、なるべく、日本語と、その外国語の両方で作った方がよいと考えます。

そして、作り方としては、日本企業としては、日本語でまず作って社内の意思を確実に統一し、その上で、外国語に翻訳する方が効率的だと思います。

もちろん、日本企業であっても、社内の公用語が英語で、代表者も担当者の方も英語だけで十分分かるというような企業の場合には、企業内の契約締結段階では英語のみの契約書でもよいかもしれません。

しかし、その英語の契約書を日本の裁判所に証拠として出すためには、日本語訳が結局必要になってしまいます。

この問題でとくに注意しないといけないのが、中国です。

中国企業ももちろん大きな企業で、エリートばかりの企業であれば、みんな英語ができると思いますので、日本企業と中国企業の契約書を英語だけで作るということも一応考えられます。

しかし、繰り返しになりますが、いざ紛争となった場合、日本の裁判所には日本語の翻訳が必要ですし、中国の裁判所には中国語の翻訳が必要です。ですので、結局、紛争を想定すると、翻訳は必要になってしまうのです。

しかも、言語として、中国語の文法は英語と似ていますが、やはり、中国と日本は、お互いに言語の交流もあるため、同じような言葉が多いわけです。そのため、英語を介さず、中国語と日本語で契約書を作った方が、両社の意味は非常に正確に同じようにできると思います。

さらに、中国の裁判では、裁判所が翻訳業者を指定することがあります。そうすると、日本語や英語でかかれた契約書といった証拠が、よく分からない翻訳業者によっていい加減に翻訳されてしまうことがあるのです。

そうした事態を防ぐためには、契約締結段階から、契約書を日本語と中国語で作っておいて、両方を正本とするという方法が考えられます。

では次の問題として、日本語と外国語の契約書を両方作って、両方を正本とする、とした場合で、もし両者に矛盾抵

触があった場合、どちらが優先するかというのを定めることもあります。

ここでお互い譲らなくて、両方との同等の法的効力を有する、という条文になることもあります。そうすると結局優劣がないので、契約書の条文としてはあまり意味がないこととなりますが、締結するためには、そういう妥協が必要になることもあります。